

○新座市施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費補助金交付要綱

令和元年9月27日

告示第165号

(趣旨)

第1条 この告示は、施設等利用給付認定保護者のうち低所得者等に対し、新座市施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の例による。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園及び幼稚園に限る。）において特定子ども・子育て支援（法第7条第10項第5号に掲げる事業に該当するものを除く。第1号において同じ。）の提供を受ける満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（次条及び第8条において「対象者」という。）とする。

(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税の所得割の合算額が77,101円未満の者であること。

(2) 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。次号及び次項において「令」という。）第13条第2項各号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下この号において同じ。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子どもをいう。以下この号において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ど

も又は小学校第3学年修了前子ども（それらのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に係る施設等利用給付認定保護者であること。

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準じる者であること。

2 前項第1号の市町村民税の所得割の合算額の算定については、令第4条第2項第2号の市町村民税所得割合算額の算定の例による。

（対象費用）

第4条 補助の対象となる費用は、対象者が特定子ども・子育て支援提供者に対して支払うべき副食の提供に要する費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する対象費用として現に要した費用の額とし、月額4,800円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、新座市施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（代理受領）

第8条 特定子ども・子育て支援提供者は、対象者の委任に基づき、当該対象者に対し支払われる額の限度において、当該対象者に代わり補助金の交付を受けることができる。

2 前項の規定により補助金の交付があったときは、対象者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第396号）

この告示は、令和5年4月1日から適用する。